

契約書・重要事項説明書

(訪問看護)

事業者名：逢縁訪問看護ステーション

令和8年6月1日改定

契約書

____様（以下、「利用者」といいます）と、一般社団法人逢縁の運営する逢縁訪問看護ステーション（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護について、つぎのとおり契約を結びます。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法、健康保険法その他関係法令、主治の医師の指示および本契約に基づき、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図ることを目的として訪問看護サービスを提供します。利用者は、事業者に対し、本契約および別紙料金表に定める利用料その他の費用を支払います。

第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は ____年 ____月 ____日 から、利用者の要介護認定の有効期間満了日まで、若しくは第9条に基づく契約の終了まで、本契約の定めるところにしたがって、当事業者が提供する訪問看護のサービスを利用できるものとします。
2. 利用者から事業者に対し、契約満了日の30日前までに文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に更新されるものとします。
3. 介護保険によるサービス提供については、利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間、居宅サービス計画または介護予防サービス計画、主治の医師の指示の内容に従うものとします。
4. 医療保険によるサービス提供については、主治の医師の訪問看護指示書の有効期間および関係法令に従うものとします。

第3条（訪問看護計画の作成・変更）

1. 事業者は、主治の医師の指示、利用者の希望、心身の状況、療養環境および日常生活の状況を踏まえ、療養上の目標および当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画書を作成します。
2. 訪問看護計画は、既に居宅サービス計画または介護予防サービス計画が作成されている場合、事業者は、その内容に沿って訪問看護計画書を作成します。
3. 事業者は、訪問看護計画書の主要な事項について、利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得たうえで、利用者に交付します。
4. 次のいずれかに該当する場合、事業者は、第1条に規定する訪問看護の目的にしたがって、訪問看護計画を変更します。
 - a. 利用者の心身の状況・療養環境などの変化があった場合
 - b. 利用者およびその家族などが、訪問看護計画の変更を希望する場合
5. 事業者は、前項の訪問看護計画の変更を行う場合、利用者およびその家族に対して書面を交付し説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。

第4条（主治医との関係）

事業者は、訪問看護サービスの提供開始に際し、主治の医師による訪問看護指示を文書で受けます。

事業者は、訪問看護計画書および訪問看護報告書を主治の医師に提出し、主治の医師と密接な連携を図ります。

利用者は、訪問看護サービスの提供に必要な範囲で、事業者が主治の医師、医療機関、介護支援専門員その他

関係機関と情報共有を行うことについて、別に定める個人情報使用同意書により同意するものとします。

第5条（訪問看護サービスの内容）

1. 事業者は、主治の医師の指示、居宅サービス計画または介護予防サービス計画が作成されている場合はその内容、および第3条に基づき作成する訪問看護計画書に基づき、利用者に訪問看護サービスを提供します。
2. 訪問看護サービスの具体的な内容、利用料その他の費用、通常の事業の実施地域、緊急時の対応その他サービス利用に関する重要事項は、重要事項説明書に定めます。
3. 事業者は、訪問看護計画書または重要事項説明書、別紙料金表を変更する場合、利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得たうえで、変更後の書面を利用者に交付します。

第6条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、訪問看護サービスの提供ごとに、提供日、提供した看護内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。
2. 事業者は、利用者に関する記録を関係法令および札幌市の基準に従い保存します。介護保険によるサービス提供に係る訪問看護計画書および具体的なサービス提供記録については、当該記録に係る介護給付があった日から5年間保存します。その他の記録については、法令等に定める期間保存します。
3. 利用者は、事業者の営業時間内に、自己に関するサービス提供記録の閲覧を求めることができます。
4. 利用者は、自己に関するサービス提供記録の写しの交付を求めることができます。この場合、複写に要する実費は利用者の負担とします。

第7条（料金）

1. 利用者は、訪問看護サービスの対価として、重要事項説明書および別紙料金表に定める利用料、保険給付の自己負担額、交通費、キャンセル料その他の費用を事業者に支払います。
2. 事業者は、毎月の利用料その他の費用について、明細を付した請求書を利用者に交付します。
3. 利用者は、請求書に記載された金額を、事業者が指定する期日および方法により支払います。
4. 利用者の居宅においてサービス提供に必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担とします。

第8条（料金の変更）

1. 介護報酬、診療報酬、利用者負担割合その他法令・制度の改定により利用料が変更される場合、事業者は、変更後の内容を利用者に説明し、重要事項説明書または別紙料金表を改定します。
2. 事業者が保険外費用その他任意の費用を変更する場合は、原則として1か月前までに利用者に文書で通知します。
3. 利用者は、変更後の料金に同意できない場合、本契約を解約することができます。

第9条（契約の終了）

利用者は、事業者に対し、原則として14日前までに申し出ることにより、本契約を解約することができます。ただし、入院、施設入所、病状変化その他やむを得ない事情がある場合は、直ちに解約することができます。

事業者は、事業の廃止、通常の事業実施地域外への転居、利用者の心身状況に照らして当事業所による適切なサービス提供が困難となった場合その他やむを得ない事情がある場合、利用者に対し、相当期間において理由を示した文書により通知することで、本契約を解約することができます。この場合、事業者は、必要に応じて主治の医師、介護支援専門員、関係機関と連携し、他のサービス事業者の紹介その他必要な措置に努めます。

次の各号に該当する場合、本契約は終了します。

1. 利用者が死亡した場合
2. 主治の医師により訪問看護の必要性がないと判断された場合
3. 利用者が訪問看護サービスを受ける資格を喪失した場合
4. 利用者または事業者が本契約に基づき解約した場合
5. その他、訪問看護サービスの提供を継続することが困難となった場合

第10条（訪問看護師の交替）

1. 利用者は、訪問看護師等の交替を希望する場合、理由を示して事業者申し出ることができます。
2. 事業者は、利用者の希望を尊重し、サービス提供体制、職員配置、専門性、訪問経路等を踏まえて対応を検討します。ただし、特定の訪問看護師等による継続的な訪問を保証するものではありません。
3. 事業者は、訪問看護師等の体調不良、退職、研修、緊急対応、訪問調整その他やむを得ない事情により担当者を変更することがあります。この場合、利用者に不利益が生じないよう配慮します。

第11条（サービスの中止）

1. 利用者は、サービス実施日の前日18時までに事業者へ連絡することにより、予定された訪問看護サービスの利用を中止することができます。
2. 利用者が前項の期限までに連絡をせずにサービスを中止した場合、または訪問時に不在等によりサービスを提供できなかった場合、事業者は、重要事項説明書に定めるところにより、キャンセル料を請求することができます。
3. ただし、利用者の急な入院、事業所の都合、その他社会通念上やむを得ないと判断される事情がある場合は、キャンセル料を請求しないものとします。
4. キャンセル料は保険給付の対象外であり、利用者の自己負担とします。

第12条（秘密保持）

1. 事業者および事業者の従業者は、サービス提供上知り得た利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
2. 前項の秘密保持義務は、本契約終了後および従業者の退職後も継続します。
3. 事業者は、利用者に対するサービス提供、主治の医師、医療機関、介護支援専門員、地域包括支援センター、行政機関その他関係機関との連携に必要な範囲で、利用者およびその家族の個人情報を使用することがあります。
4. 前項の個人情報の使用については、別に定める「個人情報使用同意書」に基づき、あらかじめ利用者および必要に応じてその家族の同意を得るものとします。
5. ただし、生命または身体の保護のために緊急かつやむを得ない場合、法令に基づく場合、または公的機関から法令に基づく照会を受けた場合は、この限りではありません。

第13条（緊急時の対応）

事業者は、訪問看護サービスの提供中に、利用者の病状の急変その他緊急の事態が生じた場合、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師へ連絡し指示を求め、利用者の家族、介護支援専門員その他関係機関へ連絡する等、必要な措置を講じます。

第14条（事故発生時の対応）

1. 事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに利用者の家族、主治の医師、介護支援専門員、市町村その他必要な関係機関へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。
2. 事業者は、事故の状況および事故に際して講じた措置について記録します。

3. 事業者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合、事業者はその損害を賠償します。
4. 事故発生時の連絡先、相談窓口その他詳細については、重要事項説明書に定めるものとします。

第15条（身体拘束等の禁止）

1. 事業者は、利用者または他の者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
2. 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、事業者は、その態様、時間、利用者の心身の状況および緊急やむを得ない理由を記録し、必要な範囲で利用者またはその家族に説明します。

第16条（虐待防止）

1. 事業者は、利用者の人権の擁護および虐待の防止のため、虐待防止のための体制整備、従業者への研修その他必要な措置を講じます。
2. 事業者は、虐待が疑われる事案を把握した場合、速やかに関係機関へ通報または相談し、必要な対応を行います。
3. 虐待防止に関する体制その他詳細については、重要事項説明書または事業所の定める指針に定めるものとします。

第17条（ハラスメント等への対応）

1. 利用者またはその家族等は、事業者または従業者に対し、暴力、暴言、威迫、性的言動、過大な要求、長時間の拘束、業務の妨害、その他訪問看護サービスの提供または従業者の安全確保に支障を及ぼす行為を行わないものとします。
2. 前項の行為があり、事業者が改善を求めたにもかかわらず改善されない場合、または従業者の安全確保が困難である場合、事業者は、主治の医師、介護支援専門員その他関係機関と連携したうえで、訪問体制の変更、サービス提供の一時中止または契約解除を行うことがあります。

第18条（賠償責任）

1. 事業者は、訪問看護サービスの提供に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体または財産に損害を与えた場合、その損害を賠償します。
2. ただし、利用者または家族の故意または過失、事業者の責めに帰することができない事由、不可抗力その他やむを得ない事由による損害については、この限りではありません。
3. 利用者に重大な過失がある場合、事業者の賠償責任は、その過失の程度に応じて減額されることがあります。

第19条（身分証携行義務）

事業者の従業者は、訪問看護サービスの提供にあたり、身分を証する書類を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族から提示を求められたときは、これを提示します。

第20条（協議義務）

利用者および事業者は、訪問看護サービスが適切かつ円滑に提供されるよう、相互に協力するものとします。利用者は、サービス提供に必要な範囲で、心身の状況、療養環境、主治の医師の指示、他サービスの利用状況その他必要な情報を事業者に提供するものとします。

第21条（医療機関との連携）

事業者は、訪問看護サービスの提供にあたり、主治の医師、医療機関、介護支援専門員、地域包括支援センター、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者その他関係機関との密接な連携に努めます。

第22条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者およびその家族からの相談、要望または苦情に対応する窓口を設置し、迅速かつ誠実に対応します。

事業者は、苦情を受け付けた場合、その内容、対応経過および結果を記録し、必要に応じてサービスの改善に努めます。

相談・苦情窓口、受付時間、行政機関その他外部窓口については、重要事項説明書に定めるものとします。

第23条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は、信義誠実の原則に従い、本契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法、健康保険法、個人情報の保護に関する法律その他関係法令の趣旨を踏まえ、利用者および事業者が誠意をもって協議のうえ定めます。

第24条（社会情勢及び天災）

1. 感染症の流行、地震、風水害、大雪、交通障害、停電、通信障害、社会情勢の急激な変化その他事業者の責めに帰することができない事由により、通常どおりの訪問看護サービスの提供が困難となる場合、事業者は、利用者の心身の状況、緊急性、職員体制、交通状況等を踏まえ、訪問日時、訪問方法、訪問回数またはサービス内容を調整することがあります。

2. 事業者は、前項の場合においても、主治の医師、介護支援専門員、家族その他関係機関と連携し、利用者に必要な支援の継続に努めます。

ただし、事業者の故意または重大な過失による場合を除き、不可抗力により生じた損害について、事業者は責任を負わないものとします。

第25条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、利用者および事業者は、事業者の所在地または利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに合意します。

上記契約の成立を証するため、本書2通を作成し、利用者および事業者が署名または記名押印のうえ、各1通を保有します。なお、電磁的方法により契約を締結する場合は、電磁的記録をもって本書に代えことができるものとします。

重要事項説明書

1. 事業の目的及び運営方針

事業所は、介護保険法、健康保険法その他関係法令および主治の医師の指示に基づき、利用者に対して指定訪問看護および指定介護予防訪問看護を適切に提供することを目的とします。

事業所の看護職員等は、利用者の心身の状況、療養環境および希望を踏まえ、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復および生活機能の維持または向上を図ります。

事業の実施にあたっては、主治の医師、介護支援専門員、地域包括支援センター、関係市町村、保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者と密接に連携し、総合的なサービスの提供に努めます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等と連携してサービスを提供する場合は、関係機関と連携し、利用者の状態に応じた適切な訪問看護の提供に努めます。

2. 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

法人名	一般社団法人逢縁
住所	札幌市北区北33条西2丁目1-7 SAKURA-N33 J室
代表理事	橋本 集
事業所名	逢縁訪問看護ステーション
所在地	札幌市北区北33条西2丁目1-7 SAKURA-N33 J室
連絡先	070-8371-3510
管理者名	古舘 雄輝
事業所番号	0160291068
サービス種類	指定訪問看護・指定介護予防訪問看護
通常の事業の実施地域	札幌市内(清田区、豊平区、南区を除く) 石狩市(厚田地域を除く)

(2) 職員体制

職種	職務内容	配置人員
管理者	・主治医の指示に基づき、適切な訪問看護が行われるよう必要な管理を行う。 ・訪問看護計画書や報告書の作成に関し、必要な指導・管理を行う。 ・従業員に法令を遵守させるため、必要な指揮命令を行う。	管理者1名 (訪問看護員を兼務する)
訪問看護職員等	・主治医の指示に基づく「訪問看護計画書」を作成し、利用者や家族に説明・同意を得る。 ・計画書に基づき、適切な訪問看護サービスを提供する。 ・訪問日や看護内容を記録した「訪問看護報告書」を作成し、主治医に提出する。 ・療養上必要な事項について、利用者や家族に指導・説明を行う。	看護師等 2.5名以上
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	・訪問看護計画に基づき、心身の機能維持・回復のためのリハビリテーション(訪問看護の一環)を提供する。 ・リハビリの実施状況を看護職員に報告し、連携を図る。	理学療法士、作業療法士 1名以上

(3) 営業日・営業時間およびサービス提供時間

営業日：月曜日から金曜日まで

営業時間：午前9時から午後6時まで

休業日：土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日まで

サービス提供日：月曜日から日曜日まで

サービス提供時間：午前9時から午後6時まで

ただし、利用者の状態、主治の医師の指示、緊急時対応、訪問看護計画書の内容により、上記以外の日時に訪問する場合があります。

(4) サービスの内容

事業所は、主治の医師の指示および訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の状況、療養環境および希望に応じて、次のサービスを提供します。

1. 病状、障がい、心身の状況および生活状況の観察
2. 清拭、洗髪、入浴介助、排泄介助、食事介助等の療養上の世話
3. 褥瘡、創傷、カテーテル、在宅酸素、人工呼吸器、点滴、服薬管理等、主治の医師の指示に基づく診療の補助
4. 服薬状況および残薬状況の確認
5. 在宅におけるリハビリテーション
6. 認知症、精神疾患等に関する看護
7. ターミナルケア
8. 介護者への療養上の指導、相談および助言
9. 主治の医師、介護支援専門員、関係機関との連絡調整
10. その他、主治の医師が必要と認める訪問看護

3. 利用料その他の費用

訪問看護サービスを提供した場合の利用料は、介護報酬、診療報酬その他関係法令に基づき算定します。

介護保険または医療保険が適用される場合、利用者は、負担割合証、健康保険証、公費負担医療受給者証その他関係書類に基づき、法令に定められた自己負担額を支払います。

介護報酬、診療報酬、地域区分単価、負担割合、公費負担制度、加算の算定状況等により、利用者の負担額は変動することがあります。

負担割合の変更、公費負担制度の変更、利用内容の変更等により利用料が変更となる場合があります。制度改定、報酬改定により利用料が変更となる場合は、事業所は利用者に説明し、変更後の料金表を交付します。

(1) 訪問看護利用料金（介護保険）

令和6年6月1日改定

- ・介護保険利用時の利用料は、単位数に地域区分単価を乗じて算定した額に、利用者の負担割合を乗じた額です。※北海道札幌市：7級地（1単位10.21円）
- ・利用者負担割合は、介護保険負担割合証に記載された割合により、1割、2割または3割となります。
- ・令和8年6月以降、介護職員等処遇改善加算として、所定単位数に1.8%を乗じた額を加算します。

(a) 看護看護職員等による訪問

適用項目	単位数/ 要介護	単位数/ 要支援	介護保険適用外と なる料金
20分未満	314単位	303単位	
30分未満	471単位	451単位	
30分～60分未満	823単位	794単位	
60分以上90分未満	1128単位	1090単位	
初回訪問看護加算（Ⅰ） （Ⅱ）	350単位 300単位	350単位 300単位	
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600単位	600単位	
特別管理体制加算Ⅰ Ⅱ	500単位 250単位	500単位 250単位	
専門管理加算	2500単位	2500単位	
夜間・早朝訪問看護加算 （夜間18時～22時、早朝6～8時）	所定単位数の 25%	所定単位数の 25%	
深夜訪問看護加算（22時～6時）	所定単位数の 50%	所定単位数の 50%	
複数名訪問看護加算（Ⅰ）（Ⅱ）	402単位	402単位	
退院時共同指導加算	600単位/回		
口腔連携強化加算	50単位		
ターミナル加算	2500単位		
看護・介護職員連携強化加算	250単位		

エンゼルケア			12,500円
--------	--	--	---------

(b)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問

適用項目	単位数/ 要介護	単位数/ 要支援
20分	294単位	284単位
40分	588単位	568単位
60分	795単位	該当なし
理学療法士等長期利用 減算（介護予防）		5単位減算 (12月超の場合)

※介護保険適用の場合であっても、保険料滞納などによって事業者には保険給付金が支払われない場合があります。その場合、介護保険適用外の料金を頂いて、訪問看護のサービス提供証明書を発行いたします。この訪問看護のサービス提供証明書を、後日役所の窓口に出し、差額の払い戻しを受けてください。

※介護保険における准看護師の所定単位数は、90%で算定されます。

(2) 訪問看護利用料金（医療保険）

令和8年6月1日改定

- ・医療保険利用時の利用料は、診療報酬および訪問看護療養費に基づき算定します。
- ・利用者の負担割合は、健康保険証、資格確認書、マイナ保険証、公費負担医療受給者証等により確認します。
- ・公費負担医療制度の適用がある場合、自己負担額が軽減または上限管理されることがあります。
*重度心身障がい者医療費受給者証：札幌市上限3000円/月（基本療養費1割）、石狩市上限8000円/月
*特定医療費受給者証：自己負担額は決められた上限額までです。
- ・制度改定、届出状況、利用者の状態、訪問回数、訪問時間、訪問職種、訪問人数等により、利用料は変更となる場合があります。

適用項目	基本料金(10割)	医療保険適用 外となる料金
------	-----------	------------------

(精神科) 訪問看護基本療養費Ⅰ： 週3日まで/週4日以上 (同一建物居住者以外の訪問)	5,550円/日 /6,550円/日	
訪問看護基本療養費Ⅰハ (専門的な看護師による同行訪問 管理療養費の算定は不可)	12,850円/日	
訪問看護基本療養費Ⅱ 精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一建物居住者である利用者の訪問)	* 1	
訪問看護基本療養費Ⅲ 精神科訪問看護基本療養費Ⅳ (外泊時の訪問看護)	8,500円/日	
(精神科) 訪問看護管理療養費：月の初日	通常：7,710円/日 機能強化型訪問看護療養費1：13,760円/日	
(精神科) 訪問看護管理療養費： 月の2日目以降	イ単一建物居住利用者が20人未満3,010円 ロ単一建物居住利用者が20人以上50人未満 (1)月15日目まで2,510円 (2)月16日目以降24日目まで2,310円 (3)月25日目以降2,210円 ハ単一建物居住利用者が50人以上 (1)月15日目まで2,410円 (2)月16日目以降24日目まで2,210円 (3)月25日目以降2,010円	
(精神科) 難病等複数訪問看護加算	2回/日 4,500円/日 3回/日 8,000円/日 * 2	
(精神科) 緊急訪問看護加算 月14日目まで 月15日目以降	2,650円/日 2,000円/日	
(精神科) 長時間訪問看護加算(90分以上)	1週間に一度に限り5,200円/日	
(精神科) 複数名訪問看護加算	看護師2名 4,500円/日 * 3	
乳幼児加算 別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合 上記以外の場合	1,800円/日 1,400円/日	
24時間対応体制加算イ	6,800円/月	
特別管理体制加算Ⅰ・Ⅱ	Ⅰ：5,000円/月 Ⅱ：2,500円/月	

専門管理加算（イ）（ロ）	2,500円/月	
(精神科)夜間・早朝訪問看護加算 (夜間18時～22時、早朝6時～8時)	2,100円/日 * 4	
(精神科)深夜訪問看護加算(22時～6時)	4,200円/日 * 5	
退院時共同支援加算	8,000円	
退院支援指導加算：通常 長時間	6,000円 8,400円	
精神科重症患者支援管理連携加算 精神科在宅患者支援管理料2のイ 精神科在宅患者支援管理料2のロ	8,400円 5,800円	
訪問看護医療DX情報活用加算	50円/月	
訪問看護医療情報連携加算	1,000円/月	
訪問看護ターミナルケア療養費1 (看取り介護加算等を算定しない場合)	25,000円	
訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000円	
エンゼルケア		12,500円
ベースアップ評価料	R8.6～：1823円/月 R9.6～：2880円/月	
物価対応料1イ(月の初日)	R8.6～60円/日 R9/6～120円/日	
物価対応料1ロ(月の2日目以降)	R8.6～20円/日 R9/6～40円/日	

＊ 1 同一日に同一建物居住者である利用者に対して訪問看護を行った場合に算定する療養費

同一日の人数	2 人	3 人以上 9 人以下	10人以上19人以下	20人以上49人以下	50人以上
イ 看護師等	週3日目まで 5,550円 週4日目以降 6,550円	週3日目まで 2,780円 週4日目以降 3,280円	月20日目まで 2,760円 月21日目以降 2,660円	月20日目まで 2,710円 月21日目以降 2,610円	月20日目まで 2,610円 月21日目以降 2,510円
ロ 准看護師等	週3日目まで 5,050円 週4日目以降 6,050円	週3日目まで 2,530円 週4日目以降 3,030円	月20日目まで 2,520円 月21日目以降 2,420円	月20日目まで 2,470円 月21日目以降 2,370円	月20日目まで 2,370円 月21日目以降 2,270円
二 理学療法士等	5,550円	2,780円	月20日目まで 2,760円 月21日目以降 2,660円	月20日目まで 2,710円 月21日目以降 2,610円	月20日目まで 2,610円 月21日目以降 2,510円

＊ 2 同一建物居住者の人数による分類

同一建物内 1人又は2人	同一建物内 3人以上9人以下	同一建物内 10人以上19人以下	同一建物内 20人以上49人以下	同一建物内 50人以上
4,500円	4,000円	3,700円	3,500円	3,300円
8,000円	月20日目まで 7,200円 月21日目以降 6,900円	月20日目まで 6,300円 月21日目以降 5,200円	月20日目まで 4,800 円 月21日目以降 3,500円	月20日目まで 4,100円 月21日目以降 3,000円

＊３ 同時に訪問する者と同一建物居住者の人数による分類

	指定訪問 看護の 実施者	同時に訪問 する者	算定日数等	同一建物内 1人又は2人	同一建物内 3人以上9人 以下	同一建物内 10人以上19 人以下	同一建物内 20人以上49 人以下	同一建物 内 50人以上
イ～ ニ	看護職員	看護師等 (准看護 師を除く)	週1日	4,500円	4,000円	3,400円	3,000円	2,700円
イ～ ニ	看護職員	准看護師	週1日	3,800円	3,400円	2,800円	2,500円	2,200円
二～ ハ	看護職員	その他職員	週3日	3,000円	2,700円	2,100円	1,900円	1,600円
イ～ ハ	看護職員	その他職員	1日に1回	3,000円	2,700円	2,100円	1,900円	1,600円
			1日に2回	6,000円	5,400円	3,800円	3,450円	3,300円
			1日に3回	10,000円	9,000円	5,500円	4,800円	4,500円

＊４ 同一建物居住者の人数による分類

同一建物内1人又 は2人	同一建物内 3人以上9人以下	同一建物内 10人以上19人以下	同一建物内 20人以上49人以下	同一建物内 50人以上
2,100円	月15日目まで 2,100 円	月15日目まで 1,800 円	月15日目まで 1,200 円	月15日目まで 1,000 円
	月16日目以降 1,900 円	月16日目以降 1,300 円	月16日目以降 950 円	月16日目以降 800円

＊ 5 同一建物居住者の人数による分類

同一建物内1人又は2人	同一建物内 3人以上9人以下	同一建物内 10人以上19人以下	同一建物内 20人以上49人以下	同一建物内 50人以上
4,200円	月15日目まで 4,200円 月16日目以降 4,000円	月15日目まで 3,900円 月16日目以降 2,300円	月15日目まで 2,100円 月16日目以降 1,500円	月15日目まで 1,800円 月16日目以降 1,300円

(3) その他の費用

サービスの実施に必要な自宅での水道・電気・ガス・電話などの費用は、利用者負担となります。

(4) 交通費

医療保険による訪問の場合、介護保険による訪問の場合、通常の事業の地域を超えて行う指定訪問看護及び指定予防訪問看護に要した交通費を徴収することができる。なお、自動車を使用した交通費は、1回につき300円、上限1000円

(4) 保険対象ではない自費料金

自費訪問看護の契約の元、契約書の記載内容に基づき費用を徴収する。

(5) キャンセル料

利用者の都合により予定されたサービスを中止する場合は、サービス提供予定日の前日18時までに事業所へご連絡ください。

前日18時までにご連絡がない場合、または訪問時に不在等によりサービスを提供できなかった場合は、別紙料金表に定めるキャンセル料を請求することがあります。

ただし、利用者の急な入院、事業所の都合、その他社会通念上やむを得ないと判断される事情がある場合は、キャンセル料を請求しないものとします。

キャンセル料は保険給付の対象外であり、全額利用者の自己負担となります。

前日18時までにご連絡があった場合、それ以外のキャンセルでも、振替が可能であればキャンセル料は発生しません。

4. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の病状の急変その他緊急の事態が生じた場合、事業所は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師、救急医療機関、家族、介護支援専門員その他関係機関へ連絡し、必要な措置を講じます。

5. 事故発生時の対応

- ・利用者に対する事故が発生した場合は、速やかにご家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・上記の事故状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- ・事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます

事業者の窓口	所在地 電話番号 受付時間	一般社団法人逢縁 逢縁訪問看護ステーション 札幌市北区北33条西2丁目1-7 SAKURA-N33 J室 070-8371-3510 午前9時～午後6時 (土・日、祝・休日および12月29日～1月3日はお休み)
市町村窓口	所在地 電話番号 受付時間	札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 事業指導係 札幌市中央区北1条西2丁目 電話番号:011-211-2972 午前8時45分～午後5時15分 (土・日、祝・休日および12月29日～1月3日はお休み) ※利用者の保険者が札幌市以外の場合は、当該保険者の担当窓口

6. 相談・苦情窓口

サービス提供に関する相談、要望または苦情は、以下の窓口へ申し立てることができます。事業所は、苦情を受け付けた場合、内容、対応経過および結果を記録し、必要に応じてサービスの改善および再発防止に努めます。

事業者の窓口	所在地 電話番号 受付時間	一般社団法人逢縁 逢縁訪問看護ステーション 札幌市北区北33条西2丁目1-7 SAKURA-N33 J室 070-8371-3510 苦情受付担当者:管理者 古舘 雄輝 午前9時～午後6時 (土・日、祝・休日および12月29日～1月3日はお休み)
市町村窓口	所在地 電話番号 受付時間	札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 事業指導係 札幌市中央区北1条西2丁目 電話番号:011-211-2972 午前8時45分～午後5時15分 (土・日、祝・休日および12月29日～1月3日はお休み) ※利用者の保険者が札幌市以外の場合は、当該保険者の担当窓口
国保連窓口	所在地 電話番号 受付時間	北海道国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号:011-231-5161 午前8時45分～午後5時15分 (土・日、祝・休日および12月29日～1月3日はお休み)

7. 秘密の保持と個人情報の保護

事業所および従業者は、サービス提供上知り得た利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持義務は、サービス提供契約終了後および従業者の退職後も継続します。

事業所は、利用者およびその家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律および医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスを遵守し、適切に取り扱います。

サービス担当者会議、主治の医師、医療機関、介護支援専門員、地域包括支援センター、行政機関その他関係機関との連携に必要な個人情報の使用については、別に定める「個人情報使用同意書」により、あらかじめ同意を得ます。

8. 虐待防止

事業所は、利用者の人権の擁護および虐待の発生または再発防止のため、虐待防止のための指針の整備、委員会の開催、従業者への研修、担当者の設置その他必要な措置を講じます。

事業所は、虐待が疑われる事案を把握した場合、速やかに関係機関へ通報または相談し、必要な対応を行います。

9. 身体的拘束等の禁止

事業所は、利用者または他の者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、事業所は、その態様、時間、利用者の心身の状況および緊急やむを得ない理由を記録し、必要な範囲で利用者またはその家族に説明します。

10. 感染症・災害等への対応

事業所は、感染症の発生およびまん延防止のため、必要な衛生管理、研修、訓練その他必要な措置を講じます。

感染症の流行、地震、風水害、大雪、交通障害、停電、通信障害その他やむを得ない事情により、通常どおりのサービス提供が困難となる場合、利用者の心身の状況、緊急性、職員体制、交通状況等を踏まえ、訪問日時、訪問方法、訪問回数またはサービス内容を調整することがあります。

非常時においても、事業所は、主治の医師、介護支援専門員、家族その他関係機関と連携し、必要な支援の継続に努めます。

11. ハラスメント等への対応

利用者またはその家族等は、事業所または従業者に対し、暴力、暴言、威迫、性的言動、過大な要求、長時間の拘束、業務の妨害、その他サービス提供または従業者の安全確保に支障を及ぼす行為を行わないものとします。

前項の行為があり、事業所が改善を求めたにもかかわらず改善されない場合、または従業者の安全確保が困難である場合、事業所は、主治の医師、介護支援専門員その他関係機関と連携したうえで、訪問体制の変更、サービス提供の一時中止または契約解除を行うことがあります。

12. サービス提供記録の保存および開示

事業所は、訪問看護サービスの提供ごとに、提供日、提供したサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。

事業所は、サービス提供記録、訪問看護計画書、訪問看護報告書、主治の医師の指示書、苦情、事故、身体的拘束等に関する記録その他必要な記録を、関係法令および札幌市の基準に従い保存します。

利用者は、自己に関するサービス提供記録について、閲覧または写しの交付を求めることができます。写しの交付に要する費用は、利用者の負担となります。

令和8年6月1日改定

サービス契約締結にあたり、契約事項、重要事項について文書で説明を行いました。

事業所名： 一般社団法人逢縁 逢縁訪問看護ステーション

説明者

【事業者】札幌市北区北33条西2丁目1-7 SAKURA-N33 J室

一般社団法人逢縁

代表理事 橋本 集

【事業所】逢縁訪問看護ステーション

札幌市北区北33条西2丁目1-7 SAKURA-N33 J室

契約締結日 年 月 日

【利用者】

氏名：

住所：

電話番号：

署名代行者 (代理人)

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

氏名：

続柄：

住所：

電話番号：